



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例（総務私学課）…………… 3
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課）…………… 4
- 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例（財政課）…………… 5
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 6
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）…………… 7
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局県立病院課）…………… 9
- 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育庁生涯学習振興課）……………11
- 沖縄県暴力団排除条例（警察本部暴力団対策課）……………12

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………18
- 沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程……………18

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例（条例第28号）
  - 1 題名を改めることとした。
  - 2 基金の設置目的に東日本大震災により被災した生徒等の支援に関する事項を加えることとした。（第1条関係）
  - 3 東日本大震災により被災した生徒等の就学等を支援するための事業の経費に充てるため基金を処分することができることとした。（第6条関係）
  - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第29号）
  - 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、以下の手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第3関係）
    - ア 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定申請手数料
    - イ 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定更新申請手数料
    - ウ 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定申請手数料
    - エ 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定更新申請手数料
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第30号）
  - 1 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞  
知事の所管する特例民法法人が行う特定保険業の認可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。
  - 2 沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞  
教育委員会の所管する特例民法法人が行う特定保険業の認可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。
  - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

## ○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止することとした。（附則第17条の3）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

## ○ 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 都市公園の公園施設の設置又は管理及び占用の許可に係る使用料について、額を改定することとした。（別表第1及び別表第2関係）
- 2 有料公園施設等の利用に係る料金について、額を改定するとともに、3歳未満の者及びレクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児については、料金を徴収しないこととした。（別表第6関係）
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 4 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を設けることとした。（附則第2項）

## ○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 沖縄県立北部病院に呼吸器外科及びリウマチ科を、沖縄県立八重山病院に呼吸器外科を新設するとともに、沖縄県立病院の診療科目の変更等を行うこととした。（別表第1関係）
- 2 沖縄県立精和病院の病床数を改めることとした。（別表第1関係）
- 3 この条例は、平成23年8月1日から施行することとした。（附則）

## ○ 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家の管理を指定管理者に行わせることとした。（第4条関係）
- 2 沖縄県教育委員会が青少年の家を直接管理する根拠条文を削ることとした。（第18条から第21条まで関係）
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。（附則）

## ○ 沖縄県暴力団排除条例（条例第35号）

- 1 総則（第1章）
  - ア 県内において暴力団による不当な行為が県民生活に不当な影響を及ぼしている現状にかんがみ、暴力排除活動に関し、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、青少年の健全な育成を図るための措置、事業者による暴力団員等への利益の供与の禁止等を定めることにより、県民の安全かつ平穏な生活の確保を図ることを目的とすることとした。（第1条）
  - イ 用語の定義について定めることとした。（第2条）
  - ウ 暴力団の排除に関する基本理念について定めることとした。（第3条）
  - エ 県及び県民等の責務について定めることとした。（第4条及び第5条）
- 2 暴力排除活動に関する基本的施策等（第2章）

県の事務及び事業における措置、公安委員会による保護措置、県民等に対する支援、広報及び啓発並びに市町村への協力について定めることとした。（第6条から第10条まで）
- 3 青少年の健全な育成を図るための措置（第3章）
  - ア 暴力団事務所の開設及び運営の禁止について定めることとした。（第11条）
  - イ 青少年に対する教育について定めることとした。（第12条）
- 4 事業者による利益の供与の禁止等（第4章）

利益の供与の禁止及び契約締結時における措置について定めることとした。（第13条及び第14条）
- 5 暴力団員が利益の供与を受けることの禁止（第5章）

暴力団員が利益の供与を受けることの禁止について定めることとした。（第15条）
- 6 不動産の譲渡等をしようとする者の責務（第6章）

不動産の譲渡等をしようとする者の責務及び不動産の譲渡等の代理等をする者の責務について定めることとした。（第16条及び第17条）
- 7 義務違反者に対する措置等（第7章）

報告徴収、勧告及び公表について定めることとした。（第18条から第20条まで）
- 8 雑則（第8章）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則に定めることとした。（第21条）

9 罰則（第9章）

暴力団事務所を開設し、又は運営した者等に対する罰則について定めることとした。（第22条及び第23条）

10 この条例は、平成23年10月1日から施行することとした。（附則）

## 条 例

沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第28号

### 沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

沖縄県高校生修学支援基金条例（平成21年沖縄県条例第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例

第1条中「生徒」の次に「並びに東日本大震災により被災した幼稚園の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校等の生徒」を、「費用」の次に「及び市町村が行う事業を支援するための費用」を加え、「沖縄県高校生修学支援基金」を「沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金」に改める。

第6条第1号中「昭和22年法律第26号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条第2号中「学校教育法」を「法」に改め、同条に次の5号を加える。

- (3) 法に規定する私立の幼稚園の幼児、小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒であつて、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害をいう。）により被災したもの（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条に規定する区域内で被災した者に限る。以下同じ。）の保育料及び授業料の減額又は免除に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

- (4) 法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程の生徒であって、東日本大震災により被災したもののへの奨学金に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。
- (5) 法に規定する幼稚園の幼児であって、東日本大震災により被災したものに係る入園料及び保育料を援助するため、市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるとき。
- (6) 法に規定する小学校の児童、中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒であって、東日本大震災により被災したものの保護者等に対して就学に必要な経費を援助するため、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるとき。
- (7) 法に規定する特別支援学校又は特別支援学級の幼児、児童若しくは生徒であって、東日本大震災により被災したものの保護者等に対して就学に必要な経費を援助するため、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるとき。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県条例第29号**

**沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料の項の次に次のように加える。

熱回収の機能を有する一般廃棄物処	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定に基づく	1件につき33,000円
------------------	-----------------------------------	--------------

理施設の設置者の認定申請手数料	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定更新申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円

別表第3 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料の項の次に次のように加える。

熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	1件につき33,000円
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定更新申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第30号

**沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例**

(沖縄県使用料及び手数料条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3 優良宅地造成認定申請手数料の項の前に次のように加える。

特定保険業の認可 申請手数料	保険業法等の一部を改正する法律 （平成17年法律第38号）附則第2条第 1項の規定に基づく特定保険業の認可 の申請に対する審査（教育委員会が行 うものを除く。）	1件につき150,000円
-------------------	--	---------------

(沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部改正)

**第2条** 沖縄県教育委員会関係手数料条例（平成12年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表教育職員普通免許状授与手数料の項の前に次のように加える。

特定保険業の認可 申請手数料	保険業法等の一部を改正する法律 （平成17年法律第38号）附則第2条第 1項の規定に基づく特定保険業の認可 の申請に対する審査（教育委員会が行 うものに限る。）	1件につき150,000円
-------------------	--	---------------

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第31号

**沖縄県税条例の一部を改正する条例**

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第17条の2の次に次の1条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

**第17条の3** 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第32号

### 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「その旨を」の次に「県公報で」を加える。

第25条第4項中「これを」の次に「県公報で」を加える。

別表第1第1号中「820円」を「950円」に改め、同表第2号中「4,620円」を「5,080円」に改める。

別表第2中「貯水<sup>そう</sup>槽」を「貯水槽」に、「10円」を「20円」に改める。

別表第3及び別表第4中「蹴<sup>しゅう</sup>球場」を「蹴球場」に改める。

別表第6第1項第1号中「7,860円」を「10,190円」に、「15,720円」を「20,380円」に、「2,360円」を「3,060円」に、「3,930円」を「5,090円」に、「1,180円」を「1,530円」に、「当該基準額に最高入場料（税込）の100人分を加算して得た額」を「一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額」に、「31,440円」を「40,760円」に、「4,720円」を「6,120円」に、「当該基準額に最高入場料（税込）の200人分を加算して得た額」を「時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額」に、

1人1回につき 回数券11回分	140円 1,400円	トレーニング室 の利用を含む。
1人1回につき 回数券11回分	70円 700円	

を

1人1回につき 回数券11回分	180円 1,800円	トレーニング室 の利用を含む。
1人1回につき 回数券11回分	90円 900円	

に改め、同項第2号中

「1,560円」を「3,260円」に、「3,120円」を「6,520円」に、「460円」を「980円」に、「780円」を「1,630円」に、「230円」を「490円」に、「6,240円」を「13,040円」に、「920円」を「1,960円」に改め、「(幼児を除く。)」を削り、同項第3号中「<sup>しゅう</sup>蹴球場」を「蹴球場」に、「1,560円」を「2,340円」に、「3,120円」を「4,680円」に、「460円」を「680円」に、「780円」を「1,170円」に、「230円」を「340円」に、「当該基準額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額」を「一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額」に、「6,240円」を「9,360円」に、「920円」を「1,380円」に、「当該基準額に最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額」を「時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額」に改め、同項第4号中「320円」を「460円」に、「390円」を「540円」に、「160円」を「230円」に、「190円」を「270円」に、「当該基準額に最高入場料(税込)の25人分を加算して得た額」を「一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額」に、「270円」を「390円」に、「130円」を「190円」に改め、同項第5号中「当該基準額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額」を「一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額」に、「当該基準額に最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額」を「時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額」に、「当該基準額に最高入場料(税込)の10人分を加算して得た額」を「一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額」に、「当該基準額に最高入場料(税込)の20人分を加算して得た額」を

「時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額」に改め、同項第6号中「当該基準額に最高入場料（税込）の25人分を加算して得た額」を「一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額」に改め、「（幼児を除く。）」を削り、同項第7号中「当該基準額に最高入場料（税込）の100人分を加算して得た額」を「基準額に時間数を乗じて得た額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額」に改め、同項第10号中「1,560円」を「1,730円」に、「3,120円」を「3,460円」に、「460円」を「500円」に、「780円」を「860円」に、「230円」を「250円」に、「当該基準額に最高入場料（税込）の100人分を加算して得た額」を「一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額」に改める。

別表第6（注）第5項中「幼児及び」を削り、「3歳未満の者」の次に「及び幼児」を加え、同表に備考として次のように加える。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

- 1 3歳未満の者
- 2 レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項及び第25条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第33号

### 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「平成20年厚生労働省告示第59号」（以下）を「平成20年厚生労働省告示第59号。以下」に改め、同項第2号中「平成18年厚生労働省告示第99号」（以下）を「平成18年厚生労働省告示第99号。以下」に改める。

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第3条関係）**

名 称	位 置	診 療 科 目	病床数
沖縄県立北部病院	名護市	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 整形外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 救急科 麻酔科 その他管理規程で定める診療科目	327床
沖縄県立中部病院	うるま市	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経内科 心療内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 気管食道外科 肛門外科 心臓血管外科 脳神経外科 小児外科 整形外科 形成外科 精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 救急科 歯科口腔外科 麻酔科 その他管理規程で定める診療科目	550床
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	島尻郡南風原町	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 気管食道外科 心臓血管外科 脳神経外科 小児外科 整形外科 形成外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 救急科 歯科口腔外科 麻酔科 その他管理規程で定める診療科目	434床
沖縄県立宮古病院	宮古島市	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経内科 外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外	393床

		科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテ ーション科 放射線科 救急科 歯科 <sup>く</sup> 口腔外科 麻酔 科 その他管理規程で定める診療科目	
沖縄県立八 重山病院	石垣市	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経 内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーシ ョン科 放射線科 救急科 麻酔科 その他管理規 程で定める診療科目	350床
沖縄県立精 和病院	島尻郡南 風原町	内科 神経内科 精神科 リハビリテーション科 歯科 その他管理規程で定める診療科目	250床

### 附 則

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第34号

## 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」及び「第2章 指定管理者による青少年の家の管理」を削る。

第4条中「（沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家を除く。以下この章において同じ。）」を削る。

第8条第1項中「その旨を」の次に「県公報で」を加える。

第14条第4項中「これを」の次に「県公報で」を加える。

第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第22条を第18条とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項及び第14条第4項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家の改正後の沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定による指定管理者の指定及び改正後の条例第14条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第6条から第8条まで及び第14条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際教育委員会がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に教育委員会に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、改正後の条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に教育委員会が沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家の使用に関し行った許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

---

沖縄県暴力団排除条例をここに公布する。

平成23年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第35号

## 沖縄県暴力団排除条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 暴力排除活動に関する基本的施策等（第6条—第10条）
- 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置（第11条・第12条）
- 第4章 事業者による利益の供与の禁止等（第13条・第14条）
- 第5章 暴力団員が利益の供与を受けることの禁止（第15条）
- 第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の責務（第16条・第17条）
- 第7章 義務違反者に対する措置等（第18条—第20条）
- 第8章 雑則（第21条）
- 第9章 罰則（第22条・第23条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この条例は、県内において暴力団員による不当な行為が県民生活に不当な影響を及ぼしている現状にかんがみ、暴力排除活動に関し、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、青少年の健全な育成を図るための措置、事業者による利益の供与の禁止等を定めることにより、県民の安全かつ平穏な生活の確保を図ることを目的とする。

##### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより県民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (4) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となる施設又は施設の区画された部分をいう。

## (基本理念)

**第3条** 暴力団の排除は、暴力団が県の区域における事業活動及び県民の生活に不当な影響を与える存在であることにかんがみ、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団と交際しないことを基本とするとともに、暴力団事務所の存在を許さないこととして、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携を図りながら協力して、社会全体として推進されなければならない。

## (県の責務)

**第4条** 県は、市町村、県民等及び法第32条の2第1項の規定により沖縄県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者と連携し、及び協力して暴力排除活動に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

## (県民等の責務)

**第5条** 県民は、県が推進する暴力排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除に取り組むとともに、県が推進する暴力排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民等は、暴力団員による不当な行為に関する情報を得たときは、当該情報を県に提供するよう努めるものとする。

**第2章 暴力排除活動に関する基本的施策等**

## (県の事務及び事業における措置)

**第6条** 県は、公共工事その他の県の事務又は事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

## (公安委員会による保護措置)

**第7条** 公安委員会は、暴力排除活動に取り組んだことにより、暴力団員又は暴力団員から指示を受けた者から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、保護その他危害防止のための必要な措置を講ずるものとする。

## (県民等に対する支援)

**第8条** 県は、県民等が安心して暴力排除活動に取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

**第9条** 県は、暴力排除活動に関し、県民等への知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(市町村への協力)

**第10条** 県は、市町村が、暴力排除活動に関する施策を推進する場合には、情報の提供その他の必要な協力をを行うものとする。

### 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

**第11条** 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設として指定されたもの
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であってその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

(青少年に対する教育)

**第12条** 県は、青少年に対し、暴力団員による不当な行為を受けないようにするための教育、指導その他の必要な支援を行うものとする。

#### 第4章 事業者による利益の供与の禁止等

(利益の供与の禁止)

**第13条** 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用することにより暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、金品その他の財産上の利益の供与（第15条において「利益の供与」という。）をしてはならない。

(契約締結時における措置)

**第14条** 事業者は、その行う事業に関し、契約を締結するときは、当該契約が暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう努めなければならない。

#### 第5章 暴力団員が利益の供与を受けることの禁止

(暴力団員が利益の供与を受けることの禁止)

**第15条** 暴力団員は、情を知って、事業者から当該事業者が第13条の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は当該暴力団員が指定した者にこれを受けさせてはならない。

#### 第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の責務

(不動産の譲渡等をしようとする者の責務)

**第16条** 県内に所在する不動産（以下この章において「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この章において「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結するときは、相手方に対し、当該譲渡等に係る不動産が暴力団事務所の用に供されるものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知ったときは、当該譲渡等に係る契約を締結しないよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

**第17条** 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定を遵守させるため必要な指導その他の措置をとるよう努めなければならない。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知ったときは、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしないよう努めな

ければならない。

## 第7章 義務違反者に対する措置等

(報告徴収)

**第18条** 公安委員会は、第13条又は第15条の規定に違反する疑いのある行為をしている者その他関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

**第19条** 公安委員会は、前条の規定により説明又は資料の提出を求められた者が正当な理由がなく拒んだときは、公安委員会規則で定めるところにより、必要な勧告をすることができる。

2 公安委員会は、第13条又は第15条の規定に違反する行為がある場合において、暴力団員による不当な行為を助長するおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をしている者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

**第20条** 公安委員会は、前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第8章 雑則

(委任)

**第21条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

## 第9章 罰則

**第22条** 第11条の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第23条** 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**附 則**

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

**病院事業局事項**

**沖縄県病院事業局管理規程第1号**

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年7月26日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

**沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（その他管理規程で定める診療科目）

**第12条** 条例別表第1の管理規程で定める診療科目は、別表第3のとおりとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

**別表第3**（第12条関係）

名 称	診 療 科 目
沖縄県立中部病院	腎臓内科 血液・腫瘍内科 感染症内科 糖尿病・代謝内科 内分泌内科 乳腺外科 耳鼻咽喉・頭頸部外科
沖縄県立南部医療センター ・こども医療センター	血液・腫瘍内科 感染症内科 糖尿病・代謝内科 小児循環器科 小児心臓血管外科 小児腎臓内科 小児神経科 小児血液・腫瘍内科 小児内分泌・代謝科 小児脳神経外科 小児整形外科 小児形成外科 小児精神科 小児泌尿器科 小児眼科 小児耳鼻咽喉科 新生児科 小児放射線科 小児麻酔科

**附 則**

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第2号**

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年7月26日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

**沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表沖縄県立北部病院の項中

内科	精神科	神経内科	呼吸器科
消化器科	循環器科	小児科	外科
整形外科	脳神経外科	皮膚科	泌尿器科
産科	婦人科	眼科	耳鼻いんこう科
リハビリテーション科	放射線科	麻酔科	地域救命救急科
検査科	薬局	栄養指導室	放射線技術科
リハビリテーション室			

を

内科	呼吸器内科	消化器内科	循環器内科	神経内科	外科	呼吸器外科
消化器外科	脳神経外科	整形外科	精神科	リウマチ科	小児科	皮膚科
泌尿器科	産科	婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	リハビリテーション科	放射線科
病理診断科	救急科	麻酔科	検査科	薬局	栄養指導室	放射線技術科
リハビリテーション室						

に改め、同表沖縄県立中部病院の項中

内科	心療内科	精神科	神経内科	呼吸器科	消化器科	循環器科	アレルギー科	リウマチ科	小児科	外科
整形外科	形成外科	脳神経外科	呼吸器外科	心臓血管外科	小児外科	皮膚科	泌尿器科	こう門科	産科	婦人科
眼科	耳鼻いんこう科	頭頸部外科	気管食道科	リハビリテーション科	放射線科	歯科口腔外科	麻酔科	地域救命救急科	医療情報科	血液・腫瘍内科
感染症内科	腎臓内科	内分泌内科	糖尿病・代謝内科	消化器外科	乳腺外科	病理診断科	検査科	薬局	栄養指導室	放射線技術科
リハビリテーション室										

を

内科	呼吸器内科	消化器内科	循環器内科	腎臓内科	神経内科	血液・腫瘍内科	感染症内科	糖尿病・代謝内科	内分泌内科	心療内科	外科
呼吸器外科	消化器外科	気管食道外科	肛門外科	心臓血管外科	脳神経外科	乳腺外科	小児外科	整形外科	形成外科	精神科	アレルギー科
リウマチ科	小児科	皮膚科	泌尿器科	産科	婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	頭頸部外科	リハビリテーション科	放射線科	病理診断科
救急科	歯科口腔外科	麻酔科	医療情報科	検査科	薬局	栄養指導室	放射線技術科	リハビリテーション室	地域医療科		

に改め、同

表沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの項中

内科	精神科	神経内科	呼吸器科	消化器科	循環器科	リウマチ科	小児科	外科	整形外科	形成外科	脳神経外科
心臓血管外科	小児外科	皮膚科	泌尿器科	産科	婦人科	眼科	耳鼻いんこう科	気管食道科	リハビリテーション科	放射線科	歯科口腔外科
麻酔科	地域救命救急科	医療情報科	感染症内科	血液・腫瘍科							

を

内科	呼吸器内科	消化器内科	循環器内科	神経内科	血液・腫瘍内科	感染症内科	糖尿病・代謝内科	外科	呼吸器外科	消化器外科	気管食道外科
心臓血管外科	脳神経外科	小児外科	整形外科	形成外科	精神科	リウマチ科	小児科	皮膚科	泌尿器科	産科	婦人科
眼科	耳鼻咽喉科	リハビリテーション科	放射線科	病理診断科	救急科	小児循環器科					

に改め、同

内科 糖尿病・代謝内科 小児精神科  
 小児神経科 小児循環器科 小児整  
 形外科 小児形成外科 小児脳神経外  
 科 小児心臓血管外科 小児泌尿器科  
 小児眼科 小児耳鼻いんこう科 小  
 児放射線科 小児麻酔科 小児腎臓内  
 科 小児血液・腫瘍内科 小児内分泌  
 ・代謝科 新生児科 検査科 薬局  
 栄養指導室 放射線技術科 リハビリ  
 テーション室

小児心臓血管外科 小児腎臓内科  
 小児神経科 小児血液・腫瘍内科 小  
 児内分泌・代謝科 小児脳神経外科  
 小児整形外科 小児形成外科 小児精  
 神科 小児泌尿器科 小児眼科 小児  
 耳鼻咽喉科 新生児科 小児放射線科  
 小児麻酔科 歯科口腔外科 麻酔科  
 医療情報科 検査科 薬局 栄養指  
 導室 放射線技術科 リハビリテーシ  
 ョン室

表 沖縄県立宮古病院の項中

内科 精神科 神経内科 呼吸器科  
 消化器科 循環器科 小児科 外科  
 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科  
 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科  
 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテー  
 ション科 放射線科 歯科口腔外科  
 麻酔科 地域救命救急科 検査科 薬  
 局 栄養指導室 放射線技術科 リハ  
 ビリテーション室

を

内科 呼吸器内科 消化器内科 循環  
 器内科 神経内科 外科 消化器外科  
 心臓血管外科 脳神経外科 整形外  
 科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器  
 科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科  
 リハビリテーション科 放射線科  
 救急科 歯科口腔外科 麻酔科 検査  
 科 薬局 栄養指導室 放射線技術科  
 リハビリテーション室

に改め、同表 沖縄県立八重山病院の項中

内科 精神科 神経内科 呼吸器科  
 消化器科 循環器科 小児科 外科  
 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿  
 器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻いん  
 こう科 リハビリテーション科 放射  
 線科 麻酔科 地域救命救急科 検査  
 科 薬局 栄養指導室 放射線技術科  
 リハビリテーション室

を

内科 呼吸器内科 消化器内科 循環  
 器内科 神経内科 外科 呼吸器外科  
 消化器外科 脳神経外科 整形外科  
 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科  
 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科  
 リハビリテーション科 放射線科 救  
 急科 麻酔科 検査科 薬局 栄養指  
 導室 放射線技術科 リハビリテーシ  
 ョン室

に改め、同

表 沖縄県立精和病院の項中

精神科 神経科 内科 リハビリテー  
 ション科 歯科 検査科 薬局 栄養  
 指導室

を

内科 神経内科 精神科 リハビリテ ーション科 歯科 検査科 薬局 栄 養指導室
--

に改め、同条第2項中「地域連携室」の次に「及び医療安

全管理室」を加える。

第7条第1項の表医療部の項中「呼吸器科」を「呼吸器内科」に、「消化器科」を「消化器内科」に、

循環器科	患者の循環器科の診療に関すること。	を
------	-------------------	---

循環器内科	患者の循環器内科の診療に関すること。	に、
-------	--------------------	----

「こう門科」を「肛門外科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に、「気管食道科」を「気管食道外  
科」に、「歯科口腔外科」を「歯科口腔外科」に、「地域救命救急科」を「救急科」に、「耳鼻いんこう・  
頭頸部外科」を「耳鼻咽喉・頭頸部外科」に、

リハビリテーショ ン室	患者のリハビリテーションの実施に関すること。	を
----------------	------------------------	---

リハビリテーショ ン室	患者のリハビリテーションの実施に関すること。	に改
地域医療科	附属診療所の総括的サポートに関すること。	

め、同表中

	地域連携室	地域医療機関等との連携に関すること。	を
--	-------	--------------------	---

	地域連携室	地域医療機関等との連携に関すること。	に
	医療安全管理室	医療安全管理に関すること。	

改める。

**附 則**

この規程は、平成23年 8月 1日から施行する。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8